

くまもとうまかもん輸出支援協議会規約

平成25年9月5日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、くまもとうまかもん輸出支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を一般社団法人熊本県貿易協会に置く。

(目的)

第3条 本県産農林水産物及び加工食品等（以下「農林水産物等」という。）の輸出については、生産者団体や加工販売事業者（以下「事業者等」という。）、関係機関の努力により拡大しているものの、国内外の競争が厳しさを増す中で、今後安定した輸出拡大を図るためには、それぞれが蓄積したノウハウやネットワークを結集した、より効果的な取り組みが必要となっている。

協議会は、関係機関等の相互連携を強化するとともに、熊本の誇れる“うまかもん”をアジアをはじめとする諸外国に向けて、輸出品目・相手先国の増加や輸出拡大を積極的に図るため、事業者等の取り組みを総合的に支援することとする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 輸出に係る国内外の情報把握及び国別・品目別の展開戦略の策定・提示に関すること。
- (2) 輸出に係る国内外の情勢や展示会・商談会・フェア等の開催情報収集・提供、出展者のとりまとめに関すること
- (3) 輸出業務に係る人材育成に関すること
- (4) その他、輸出業務の支援に関すること。

(組織)

第5条 協議会に本部会議、作業部会、事務局、連絡会議を置く。

(加入及び脱退)

第6条 協議会に加入、脱退しようとするものは、作業部会に申し出なければならない。

2 作業部会に申し出があったときは、その内容を協議し決定する。

3 協議会の加入については、県内の行政、輸出を支援する関係機関、農林水産業者等や加工品の製造・販売を行う事業者等が組織する県内の団体とし、個別の生産者及び事業者単独での加入は認めない。

第2章 本部会議

(本部会議の役割)

第7条 本部会議は、県内各関係団体や事業者等に対して輸出支援を実践的・効果的に行うための支援方針、事業計画等の決定を行う。

(本部会議の構成等)

第8条 本部会議は、輸出を支援する立場の行政、県代表機関によって構成し、別表1に掲げる者をもってあてる。

(本部会議役員の定数)

第9条 本部会議に次の役員を置く。

(1) 本部長 1名

(2) 副本部長 1名

(3) 監事 2名

2 本部長は熊本県農畜産物輸出促進協議会長、副本部長は一般社団法人熊本県貿易協会代表理事、監事は熊本県商工労働部食のみやこ推進局長及び熊本市農水局農政部長をもって充てる。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(本部会議役員の職務)

第10条 本部長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを本部会議に報告すること。

(本部会議の招集)

第 11 条 本部会議は、本部長が召集する。

- 2 本部長に事故あるときは、副本部長が本部会議を招集する。

(本部会議の議決方法等)

第 12 条 本部会議は、本部会議構成員の半数以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 本部会議の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由により本部会議に出席できない場合は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(本部会議の権能)

第 13 条 本部会議は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 輸出促進に係る支援方針、支援策等の決定に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算の承認に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (4) 規約・諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

ただし、緊急を要するものに限り、本部長決裁により決定できるものとする。

(議事録)

第 14 条 本部会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、当該本部会議に出席した者のうちから 2 名以上が記名押印しなければならない。

第 3 章 作業部会

(作業部会の役割)

第 15 条 県内各関係団体や事業者等に対して輸出支援を実践的・効果的に行うため、輸出拡大に向けた有効な企画立案、計画づくり及びその実行に向けた連携活動等を行う。

(作業部会の構成等)

第 16 条 作業部会は、輸出を支援する立場の行政、県代表機関をもって構成し、別表 2 に掲げるものをもってあてる。

2 作業部会活動を円滑に遂行するため、作業部会に作業部会長を置き、熊本県商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課長をもって充てる。

3 作業部会は、必要に応じ作業部会長が招集する。

4 作業部会には、専門的知見等を求めるため、県及び市の輸出促進アドバイザー等関係者の参加を求めることができるものとする。

第 4 章 連絡会議

(連絡会議の役割)

第 17 条 連絡会議は、より多くの事業者等の参画を得て、効果的な輸出が出来るよう、作業部会が作成する支援策や事業計画の周知・調整、輸出に係る情報提供、意見交換を行う場とする。

(連絡会議の構成)

第 18 条 連絡会議は、輸出を支援する機関又は農林水産物等の輸出を行う事業者等の団体をもって構成し、別表 3 に掲げるものをもって組織する。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 19 条 本部会議の庶務、協議会の運営・会計業務、連絡会議の各団体の連携に係る業務等を適正に執行するため、事務局を置く。

2 事務局長は、一般社団法人熊本県貿易協会事務局長をもって充てる。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第 20 条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程によるものとする。

- (1) 会計処理規程
- (2) 文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程

第6章 会計

(事業年度)

第21条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 予算の執行について、本部会議で承認がなされるまでの間に係る暫定の予算については、作業部会の議決を経て執行することができる。

ただし、経過等については、新年度の本部会議において承認を得るものとする。

(資金)

第22条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県からの負担金・補助金
- (2) 市町村からの負担金・補助金
- (3) その他の収入

(事務経費支弁の方法)

第23条 協議会の事務に要する経費は、第22条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画及び収支予算は、作業部会長が作成し、本部会議の議決を得なければならない。

(監査)

第25条 事務局長は、毎事業年度終了後、収支決算に係る書類を作成し、本部会議の開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を監査し、監査報告書を作成して本部会議において報告するものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第26条 この規約及び第20条に掲げる規程によるもののほか、本部会議が必要と認めるものは別に定める。

附 則

この規約は、平成 25 年 9 月 5 日から施行する。

この規約は、一部改正し平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

この規約は、一部改正し平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

この規約は、一部改正し平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和元年 7 月 22 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和 4 年 7 月 28 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和 6 年 7 月 10 日から施行する。

この規約は、一部改正し令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

別表1（規約第8条第1項、第9条第1項関連）

くまもとまかもん輸出支援協議会「本部会議」構成員

番号	所属団体	職	備考
1	熊本県農畜産物輸出促進協議会	会長	本部長
2	一般社団法人熊本県貿易協会	代表理事	副本部長
3	一般社団法人熊本県物産振興協会	会長	
4	熊本県商工労働部食のみやこ推進局	局長	監事
5	熊本市農水局農政部	部長	監事

別表2（規約第16条第1項、第2項関連）

くまもとまかもん輸出支援協議会「作業部会」構成員

番号	所属団体	職	備考
1	熊本県農畜産物輸出促進協議会	事務局長	
2	一般社団法人熊本県貿易協会	事務局長	
3	一般社団法人熊本県物産振興協会	事務局長	
4	熊本県商工労働部食のみやこ推進局販路拡大ビジネス課	課長	作業部会長
5	熊本市農水局農政部農業政策課	課長	
6	八代市農林水産部フードバレー推進課	課長	
7	玉名市産業経済部観光物産課	課長	
8	天草市経済部産業政策課	課長	
9	宇土市経済部農林水産課	課長	
10	上天草市農林課	課長	
11	あさぎり町商工観光課	課長	
12	氷川町農業振興課	課長	
13	水上村地方創生推進課	課長	
14	独立行政法人日本貿易振興機構熊本貿易情報センター	所長	
15	くまもと県産木材輸出促進協議会	会長	
16	熊本県海水養殖漁業協同組合	参事	

別表3(規約第18条第1項関連)

くまもとまかもん輸出支援協議会「連絡会議」構成員

番号	団体名	備考
1	熊本県農畜産物輸出促進協議会	
2	熊本県農業法人協会	
3	熊本県養鶏農業協同組合	
4	くまもと県産木材輸出促進協議会	
5	熊本県椎茸農業協同組合	
6	熊本県樹芸農業協同組合	
7	熊本県漁業協同組合連合会	
8	熊本県海水養殖漁業協同組合	
9	一般社団法人熊本県物産振興協会	
10	協同組合くまもと名産会	
11	株式会社肥後銀行	
12	株式会社熊本銀行	
13	熊本商工会議所	
14	一般社団法人熊本県貿易協会	
15	独立行政法人日本貿易振興機構熊本貿易情報センター	
16	熊本県(農林水産部、商工労働部食のみやこ推進局)	
17	熊本市(農水局)	
18	八代市(農林水産部)	
19	水俣・芦北地域雇用創造協議会	
20	玉名市(産業経済部)	
21	天草市(経済部)	
22	宇土市(経済部)	
23	上天草市(経済振興部)	
24	あさぎり町(商工観光課)	
25	氷川町(農業振興課)	
26	水上村(地方創生推進課)	